かがみの議会だより
Kagamino town council news

かしの木

第18号

議会HPへアクセスします

ヘッドライン・ニュース

◆令和４年度決算……❷～❸
◆９月会議で決まりました…❹～❻
◆所管事務調査（文教厚生）……❼
◆特別委員会……❽
◆町政を問う　一般質問……❾～⓯
◆声の広場・ぎかい君……⓰

おゆりん

みずりん

発行　鏡野町議会
2023年(令和5年)11月1日

決算報告

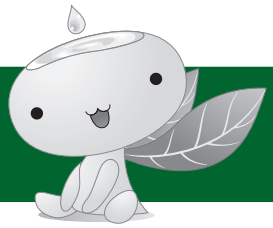

歳入　126億757万円
（令和３年度額　128億7887万円）

依存財源 72.0%
90億8287万円
地方交付税・環境性能割交付金・ゴルフ場利用税交付金・国庫支出金など

自主財源 28.0%
35億2470万円
町税・財産収入・寄附金繰入金・繰越金など

経常収支比率 86.8%
財政の弾力性を判断する指数75～80%が健全とされる

実質公債費比率 11.8%
18%以上は町債の発行に県の許可が必要

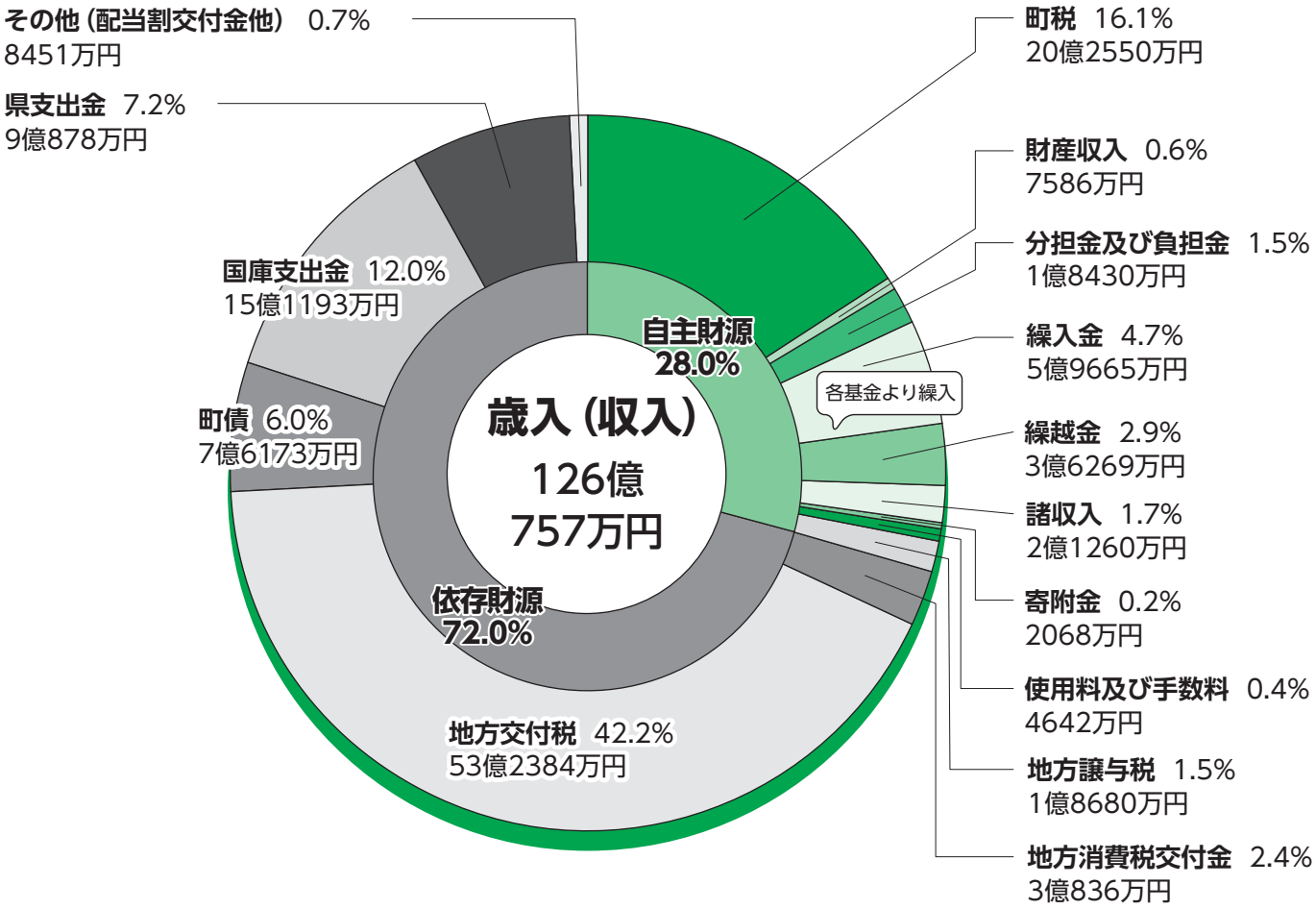

歳入歳出差引残額5億8035万円のうち2億7000万円は基金へ。

令和４年度 一般会計

歳出　120億2722万円
（令和３年度額　121億6617万円）

議会選出監査委員から

一般会計において各種財政指標の数値からみれば、経常収支比率が86.8％で、昨年より2.5ポイント悪化しており、財政構造の弾力性低下が危惧される。

実質公債比率は11.8％で、前年度と比較して0.3ポイント上昇しているが、単年度で比較すれば、令和３年度からは約0.9ポイント増加し、急激な上昇となっている。

歳入総額に占める地方税等の自主財源は、前年度と比較して1.4ポイント増の28.0％、令和４年度の町税の額は、前年と比べて1.8％増加しているが、地方交付税・国県支出金・町債等の依存財源が72.0％を占めており、依然として依存財源に頼った財政運営となっている。

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな回復が期待される一方、物価高騰、人手不足の深刻化による景気後退が懸念されていることから、税収の大幅な伸びは考えにくく、加えて地方債の償還額増加により財政状況の悪化が懸念される。

今後の行財政運営においては、経済状況の先行きが見通せない中にあっても、景気対策等を積極的に進め、適切な資本の投下と、雇用の創出により、税収の減少を最小限に抑えられるよう努めるとともに、事務事業の合理化、行政コストの削減が求められる。

そのため今後、行財政改革を含め、町政を安定的に継続運営するための適正な財政規模を模索するなど、将来に向けて次世代に負担を残さない財政の運営と、健全化を目指すことが重要である。　（長石　幸男）

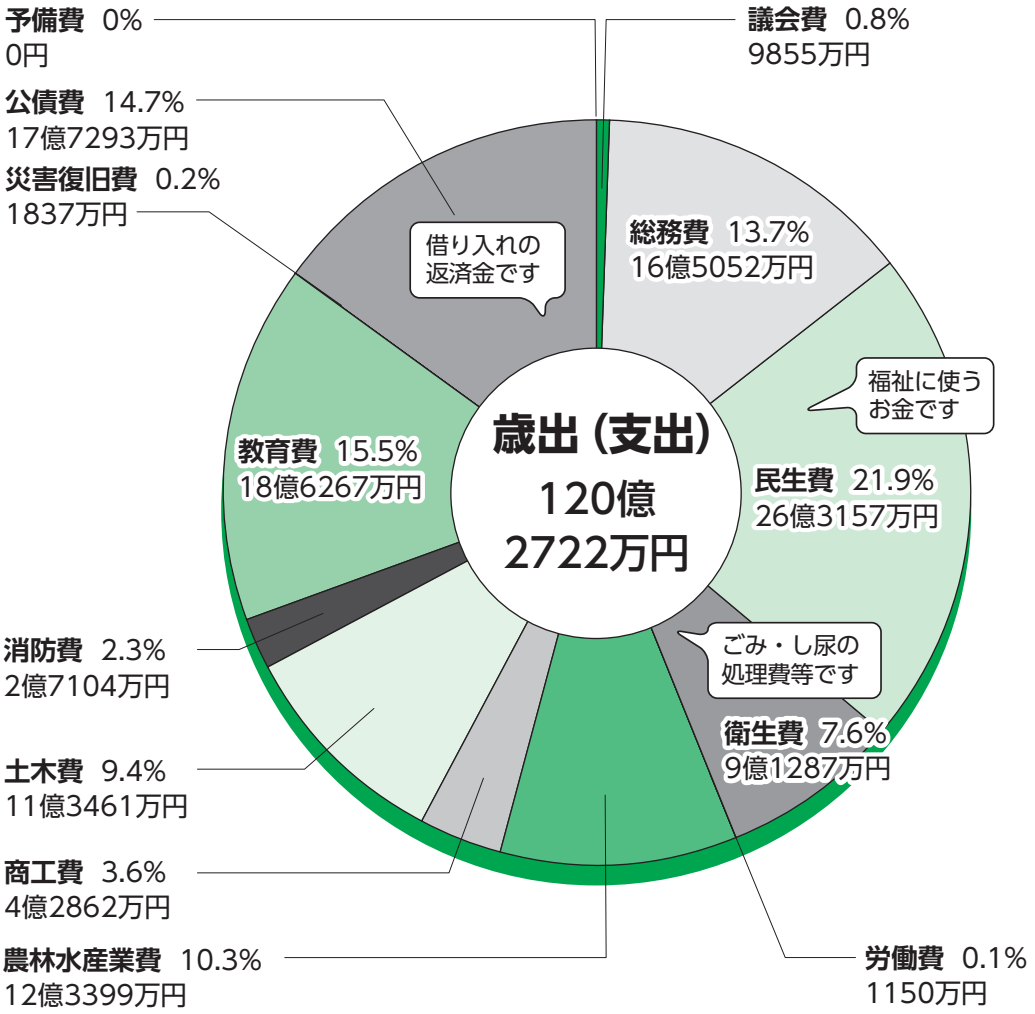

※グラフ中の金額は万円単位とし、単位未満を四捨五入しているため、合計額と一致しないことがあります。

９月会議で決まりました

9月4日～9月22日に定例会議が開催され、2件の報告があり22件の議案が審査されました。
22議案は全会一致で可決となり、2議案は賛成多数で可決となりました。

令和5年9月会議（定例会議）賛否の公表

報　告

報告第４号
　鏡野町が出資している法人の経営状況について
報告第5号
　令和４年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

条例の制定・改正

原案可決

議第56号
　鏡野町附属機関条例の制定について
議第57号
　附属機関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議第58号
　鏡野町子ども・子育て審議会条例の一部改正について
議第59号
　鏡野町総合文化施設条例の一部改正について
議第60号
　鏡野町立図書館条例の一部改正について
議第61号
　鏡野町長等の給与に関する条例の一部改正について

令和４年度決算の認定

原案認定

議第62号
　令和４年度鏡野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
議第63号
　令和４年度鏡野町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
議第64号
　令和４年度鏡野町水道事業会計決算の認定について
議第65号
　令和４年度鏡野町下水道事業会計決算の認定について

指定管理者の指定について

原案可決

議第66号
　公の施設に係る指定管理者の指定について
　（耕心館・鏡野町ファームビレッジ施設）
　指定管理団体
　　一般社団法人かがみらの
　期間期間
　　令和５年10月1日から令和９年3月31日

補正予算

原案可決

議第70号
　令和５年度鏡野町一般会計補正予算（第５号）
　歳入歳出予算にそれぞれ3億8400万円追加し132億400万円とする
議第71号
　令和５年度鏡野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
　歳入歳出予算にそれぞれ243万円追加し2億5589万円とする
議第72号
　令和５年度鏡野町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

台風7号による災害復旧費

原案可決

議第67号
　令和５年度鏡野町一般会計補正予算（第4号）
　2億4800万円追加し128億2000万円とする
議第68号
　令和５年度鏡野町水道事業会計補正予算（第1号）
議第69号
　令和５年度鏡野町下水道事業会計補正予算（第1号）
議第75号
　令和５年度鏡野町一般会計補正予算（第6号）
　13億6880万円追加し145億7280万円とする
　大石大木山仮橋、河川、農道、農業用水路ほかへ

契　約

原案可決

議第73号
　工事請負契約の締結について
　鏡野町立鶴喜保育園造成工事　1億1985万5780円
議第74号
　財産の取得について
　鏡野町ごみ収集車購入事業
　ごみ収集車２ｔ積　1320万円

諮　問

原案適任

諮問第１号
　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員会提出

原案可決

発議第９号
　鏡野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

討論　議第60号　鏡野町立図書館条例の一部改正について

鈴木議員

賛成

今回の条例の一部改正について、文教厚生常任委員会での執行部の説明で、現在行っているサービスの継続、職員の継続雇用について、「募集段階で条件に含め、指定管理制度にすることで、祝日の開館など、利用者の利便性の向上を目指す」とあった。指定管理制度を導入している「あかし市民図書館」へ視察に行ったが、子ども、障がいを持った方に配慮した設備など様々な工夫がされ、快適な施設であった。

また、鏡野町立図書館協議会でも反対の声は上がっていない。利用者の利便性向上が期待できると判断し、賛成する。

藤田議員

反対

公立図書館は地方公共団体が経営することが法の前提であり、公立図書館職員は公務員であることが条件だと考える。図書館法第17条のもとで、指定管理者が収入を確保し、利を得るためには、人件費を抑制することになり、図書館サービスの維持・向上を果たすうえで重要な専門的力量をもった職員の確保が困難になるなど問題が生じる。

全国でサービスが劣化し、利用者が減少して、公に戻した図書館が20館ほど出ている。町の未来につながる図書館は地域や町民との共同で創られていくものだ。利用者に知らされず、検討が不十分だと考え反対する。

■賛否の状況

【表示説明】○：賛成、×：反対、欠：欠席、－：表決なし　※原議長は採決に加わりません

議案名 ＼ 議決年月日・採決結果・議員名		議決年月日	採決結果	鈴木大介	岡田高幸	難波達男	山本秀久	藤田照子	花房尚	飯綱洋平	牧田俊一	仲西祐一	片田八重美	岸泰廣	小椋晶志	長石幸男	原章倫
議第60号	鏡野町立図書館条例の一部改正について	令和５年９月22日	原案可決	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	－

台風７号　奥津・上齋原地域の被災地を視察!!

９月11日に台風７号により甚大な被害を受けた奥津・上齋原地域を役場職員と共に視察し、被害の状況確認をした。

早期の復興に向けて、各議員の認識を共有した。

注目 ９月会議　条例改正

議第59号　鏡野町総合文化施設条例の一部改正について

鏡野町総合文化施設の管理運営について、鏡野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、民間事業者を含む法人その他の団体で町長が指定するものに行わせることができる規定を追加するもの。

■賛否の状況

【表示説明】○：賛成、×：反対、欠：欠席、－：表決なし　※原議長は採決に加わりません

議案名 ＼ 議決年月日・採決結果・議員名		議決年月日	採決結果	鈴木大介	岡田高幸	難波達男	山本秀久	藤田照子	花房尚	飯綱洋平	牧田俊一	仲西祐一	片田八重美	岸泰廣	小椋晶志	長石幸男	原章倫
議第59号	鏡野町総合文化施設条例の一部改正について	令和５年９月22日	原案可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	－

議第60号　鏡野町立図書館条例の一部改正について

鏡野町立図書館の管理運営について、鏡野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、民間事業者を含む法人その他の団体で町長が指定するものに行わせることができる規定を追加するもの。

議第61号　鏡野町長等の給与に関する条例の一部改正について

令和５年６月会議で議決された財産の取得について、内容に誤りが発覚し、再度議会に議決を求めたことにより、議会及び町民からの信用失墜を招いたため、令和５年10月に支給する鏡野町長及び副町長の給与月額を、20％減額するもの。

７月会議で決まりました

7月4日に随時会議が開催され1件の議案が審査され全会一致で可決されました。

令和5年7月会議（随時会議）賛否の公表

議決案件の訂正

原案可決

議第55号
鏡野町立鶴喜保育園用地取得に関する議決案件の訂正について議決を求める件

訂正理由
鶴喜保育園新園舎建設のため取得する土地の、数量（面積）及び取得金額に誤りがあったため

令和５年度　文教厚生常任委員会 行政視察報告

○ 日　　程：令和５年８月24日㈭
○ 視察先①：鳥取県湯梨浜町　視察内容：放課後児童クラブの管理・運営について
○ 視察先②：岡山県高梁市　　視察内容：学童保育の管理・運営について、高梁市立図書館の見学
○ 参 加 者：委員長／鈴木　大介
委　員／長石　幸男、牧田　俊一、飯綱　洋平、花房　尚、藤田　照子
随　行／議長　原　章倫

湯梨浜町の放課後児童クラブの管理・運営について 説明と質疑応答（一部抜粋）

現　状　指導員不足により、一部施設の閉鎖や、利用学年の限定などの危機にあり、それまでは公設・公営であったが、令和４年度からシダックス新大東ヒューマンサービス株式会社に業務委託（３年契約）を開始した。

◆ 業務委託のメリット・デメリットについて

メ リ ッ ト：指導員の安定確保、指導員の研修（年間プログラムなど）、長期休校期間中のイベントの開催などノウハウの共有、放課後児童クラブ便りに加えてハグノート（アプリケーション）での保護者とのコミュニケーションツールの導入。
デメリット：町の財政負担が増加。

◆ 組織運営について

委　託　前：町の担当者は他の業務と兼務のため、業務量が多く対応が十分にしきれなかった
委　託　後：現場責任者、統括責任者、エリアマネージャーが順次対応し、町の担当者とも連携を行うことで支援員も業務をしやすくなった。

◆ 保護者アンケート（業務委託後）

〈湯梨浜町資料から引用〉（単位：％）

区　分	大変満足	満　足	どちらともいえない	不　満	大変不満
総合的にみてどの様に感じているか	４９	４４	７	０	０
楽しんで通っていると思うか	４７	４７	６	０	０
楽しく過ごせる様な遊びなど工夫がされているか	４３	５１	６	０	０
清掃・整理が行き届いているか	５１	４７	２	０	０

※全ての項目において、満足度が高い結果となっている。

高梁市の学童保育の管理・運営について 説明と質疑応答（一部抜粋）

現　状　市内15か所。合併前から直営で実施している７か所は直営を継続。
合併後に要望のあった７か所は地元の運営協議会が運営、１か所がＮＰＯ法人への委託。

◆ 組織運営について

人材不足で支援員の確保に苦慮している。加えて、支援員の高年齢化が進んでいる（60歳以上が約50％）。
支援員は会計年度任用職員で、役職がないため上下関係がなく、現場でまとめる者がおらず、時にトラブルが複雑化する。

◆ 今後の課題

支援員の高年齢化が顕著であり、このままの状況が続けば、近年中に運営が困難になる危険性がある。
支援が必要な児童が増加傾向にあり、年々運営が難しくなっており、県や市が提供する研修機会だけでは十分な知識が得られない。専門知識を有する民間の力、ノウハウの活用を検討している。

第８回 議員定数及び報酬並びに予算決算審査検討特別委員会

次回の一般選挙より　議員定数削減の方向へ

● 議員定数及び報酬並びに予算決算審査検討特別委員会の立ち上げについて

今後の議会の姿を見据え、鏡野町議会基本条例に掲げた理念の実現と更なる住民の福祉の向上、鏡野町の維持発展を目指すために、住民の意見に耳を傾け、議員定数と報酬の見直し、予算・決算審査のあり方について調査研究する特別委員会を立ち上げた。

● 過去の議員定数の取組と立候補者数の推移　ただし：鏡野町議会議員補欠選挙を除く。

鏡野町議会の議員定数の変遷

期　　数	任　　期	議 員 定 数	投票年月日	立候補者数
第１期	H17.４.10 ～H21.４.９	24人 （鏡野選挙区　14人） （奥津選挙区　４人） （上齋原選挙区　３人） （富選挙区　３人） ※合併特例法に基づく経過措置	平成17年 ４月10日	27人 （15人） （５人） （３人） （４人）
第２期	H21.４.10 ～H25.４.９	18人 ※定数条例制定により６人減	平成21年 ３月29日	20人
第３期	H25.４.10 ～H29.４.９	15人 ※定数条例改正により３人減	平成25年 ３月31日	17人
第４期	H29.４.10 ～R３.４.９	15人	平成29年 ３月26日	17人
第５期	R３.４.10 ～R７.４.９	15人	令和３年 ３月28日	17人
第６期	R７.４.10 ～R11.４.９	※令和７年３月に鏡野町議会議員一般選挙が行われる見込み	—	—

鏡野町議会の議員報酬の変遷　（単位：円）

議決年月日	施行年月日	報酬月額		
		議　長	副議長	議　員
平成17年４月25日 （専決処分の承認）	平成17年３月１日 （専決処分）	292,000	241,000	220,000
平成25年２月21日	平成25年４月１日 （現行）	318,000	264,000	244,000

● 今後の特別委員会の開催について

現在の議員報酬については、議員報酬の考え方、実態、そして、議員報酬をめぐる地方議会の動向を調査して議論していく。また、常任委員会のあり方については、国の行政実例で

1　一議案を二以上の委員会に付託すべきでない

2　予算は不可分であって、最終的審査は一つの委員会において行うべく、二以上の委員会で分割審査すべきでないとの見解が示されており、今後の常任委員会の構成についても議論をしていく。

『将来へのバトン、新たなる議会像を』　特別委員会　副委員長　飯綱　洋平

９月22日の特別委員会では、次回一般選挙から議員定数を現状15名から削減する方針で意見を固めた。議員のなり手不足が深刻化しているが、将来を担う若者や社会基盤を支える現役世代・子育て世代、並びに女性からも意欲ある多数の立候補者が出られる魅力ある議会をつくるにはどうすればよいか、今後は報酬も含めて議論を深めたい。

現在、各常任委員会が審査する予算の分割付託は適切ではないという意見が平成28年から当議会でもあり、予算決算審査を行う常任委員会を新たに設置するかどうか、本特別委員会では国の行政実例も踏まえて慎重に審議したい。議員定数の変更により委員会構成の統合再編も検討課題となる。

本特別委員会は本年12月議会において結論を出すが、将来世代へバトンを繋いでいくための新たなる議会像をつくりだすことができるかどうか、意義ある議論を深められるかが焦点となる。

町政を問う

～一般質問～

一般質問とは、議員が町の行政全般にわたって執行機関に対し疑問点を質し、所信の表明を求めるものである。

ページ	議員名	質問内容
10	藤田　照子	1．鏡野町風力発電事業と町の基本計画について 2．生理用ナプキンを学校や公的施設のトイレに設置
11	花房　　尚	1．鏡野町放課後児童クラブについて 2．鏡野観光局　専門人材の参画について 3．（仮称）JRE鏡野風力発電事業　住民説明会 ○　特別目的会社　鏡野光サービスについて
12	飯綱　洋平	1．自然災害等への対策について 2．医療体制の充実について
13	牧田　俊一	○　台風７号による被害状況と今後の復旧、施策計画について 1．子どもへの熱中症対策について
14	片田八重美	1．台風７号による被害について
15	鈴木　大介	1．鏡野町における防災対策等について

議会だよりには、２問のみ掲載しています。○印のものは掲載していません。

質問 なぜ、このような大規模開発を町民に知らせないのか

答弁 町民が求めるなら事業者に説明の機会を求める

藤田 照子［ふじた てるこ］議員

問 保安林の解除には町長の同意が必要だが解除の判断の基準は。

答 町長
鏡野町民の生命、財産に危険が及ぶ可能性、あるいは町民の反対多数の意見表示がなされた場合、同意の判断はできないと考えている。

問 風力発電ができることによって起こり得る災害について考えたことがあるか。

答 町長
地形改変に伴う土砂災害等が生じないよう、事業者が十分な調査、予測、評価及び対策を講じることを確認し、県知事及び事業者に意見を述べていく。

問 支柱や老朽化した作業道は誰が管理するのか。

答 町長
原状復帰を求めることができるのは地権者。残った支柱や作業道の管理も貸借契約をする際、地権者が事業者と協議するものと考える。

問 中央公民館等で広く町民に知らせる説明会を開催されるべきではないか。

答 町長
事業者による環境影響評価準備書の説明は中央公民館での開催を検討中と聞いている。

問 再エネの発電量が供給過剰になり、出力制御が全国で増えている中、この事業が必要だと考えられるか。

答 町長
エネルギーの自給率の上昇、原発の廃止、脱炭素のための火力発電所の運転縮小には、国の施策でもある再エネに取り組む事業は必要と考える。

上勝・神山
ウィンドファーム

質問 生理用ナプキンを学校や公共施設のトイレに設置してほしい

答弁 現在まで児童生徒から声は上がっていない

問 県内の女子高校生が、トイレットペーパーと同じように生理用品をトイレにと訴えた陳情が県議会で全会一致で通ったニュースをどう思われたか。

答 教育長
身近な声や課題に向き合い、力を合わせて主体的に動き、陳情を行い、県議会で全会一致で採択されたことは本当にすばらしいと思う。こうした課題を見つけ、解決策を考え、同じ思いを持つ仲間と力を合わせて解決に向けて取り組む。そういった子どもを育成することが現在学校教育の大きな使命だと考えている。

問 令和3年6月会議で、「トイレに生理用ナプキンを」と質問し、「先生とも相談して、どうしたらよいか検討したい」と答弁された。どのような働きかけをされたか。

答 教育長
小・中学校の管理職や養護教諭に現状を確認し、今後の取組方について協議している。現在まで児童・生徒からトイレに生理用品を置くことについて声は上がってないと聞いている。現在小・中学校では保健室で困った児童・生徒には渡すようにしている。

問 トイレに生理用ナプキンを置くことで期待できる変化、またどんなトラブルや問題が発生すると考えるか。

答 教育長
忘れて困った児童・生徒が周囲に気兼ねなく使用できることや経済的理由で生理用品を購入しにくい場合も助かると思う。一般的には、設置した生理用品が大量に持ち去られる、今まで自分で携帯していた児童・生徒の自己管理がおろそかになることも心配される。

○議員は選挙区内にある者に対して、暑中見舞い・年賀状などの挨拶状を出すことは禁止されています。

質問 放課後児童クラブの保護者負担を軽減するため、減額すべきと考えるが

答弁 利用料をどの程度一般財源で補うのが適切かを含め、検討する必要はある

花房　尚［はなふさ ひさし］議員

問 条例の一部改正により、管理運営を民間委託することが可能になった。条例による利用料1万円の算出根拠を説明してほしい。

答 町長

鏡野町では、平成18年4月に、町内第一号である南学区放課後児童クラブを開設した。利用の額は、開設時に設定したもので、その後増額はしていない。

1万円の根拠だが、近隣市の放課後児童クラブの利用料を参考に決定している。

問 利用料が、公設治体より高額になっているほかの自治体より高額になっているが、子ども・子育て支援の観点から保護者負担を軽減するため、減額すべきと考えるが、どうか。

答 町長

近隣市の保護者負担額を確認したところ、入会金、利用料、おやつ代など、保護者が負担する最大料金は、年額約8万円から15万円程度となる。鏡野町の利用料は、年額12万円だが、現在のサービスの質を維持するためには必要な額と考える。

ただし、子育て世帯の様々な事情を考慮すると、利用料をどの程度一般財源で補うのが適切かを含め検討する必要はあるかと思う。

質問 持続可能な鏡野町の観光を目指す組織のレベルアップは進められているか

答弁 恒常的なレベルアップを図っていくことで持続可能な観光を目指していくものと認識している

問 DMO候補法人鏡野観光局の専門職員の人件費を千八百万円予算化していたが、そのような人材確保ができたのか。

答 町長

6月議会の答弁で、3名の人材の確保計画を述べたが、計画どおりの3名の人材が確保できた。ただし報道のとおり会長の交代に伴い、出身企業から辞退の申し出があり、現在、新たに1名を探していると聞いている。

問 十年先、百年先まで持続可能な鏡野町の観光を目指す組織のレベルアップは進められているのか。

答 町長

鏡野観光局専門職員のスキルを事業に活かすだけでなく、事務局職員のレベルアップに向けた勉強会や研修会を定期的に実施していくことと聞いている。ガイドやインストラクター、観光関係者等の人材育成も含め、恒常的なレベルアップを図っていくことで、持続可能な観光を目指していくものと認識している。

質問 JRE鏡野風力発電事業について

問 自然災害がひんぱんに繰り返し起こる現在、森林（保安林）を伐採することは、自然破壊・環境悪化を拡大助長していく危険性があると考えるが、鏡野町の自然を守ることについて、どう判断するのか。

答 町長

本事業で生じる自然災害による影響について、事業者が十分な調査、予測、評価及び対策を講じていることを確認し、町として住民安全確保のため、県知事及び事業者に対し意見を述べていく。

○議員は選挙区内にある者に対して、寄付をすることは禁止されています。

質問 台風7号被害の復旧の見通しは

答弁 令和５年度末までに工事発注を行い、令和６年度に復旧工事をしていく

飯綱 洋平［いいづな ようへい］議員

問 台風7号の被害状況や被害額は。

答 町長
住家（浸水等）、観光施設（遊歩道の路面洗掘・崩壊、奥津温泉街河川公園崩壊、旅館への土砂流入等）、農業関連施設（水路、頭首工、農道の被害）、林道施設（造林地の土砂流出等）、道路の通行障害や河川障害による緊急対策工事等、総額約13億3，000万円である。

問 復旧の見通しは。

答 建設課長
現在災害の取りまとめを行っている。査定設計書の作成を行い、国の査定が10月末から11月末頃。実施設計を経て、12月から3月頃までに工事発注を行い、概ね令和6年度に復旧工事をしていく。

問 大石大木山橋の損壊への対策は。

答 町長
町道大木山線、大石大木山橋の損壊により全面通行止めとした。積雪時前に仮橋を設置する予定である。

答 建設課長
仮橋は、国土交通省中国整備局所有の応急組立式（長さ40m、幅員6.5m、20t荷重）の無償貸与を受けて11月頃に設置する。前後の道路は、農地を借地して仮設道を設置する。建設費の財源は、橋の本復旧に併せて、仮橋を補助災害復旧事業として報告している。

大石大木山橋（上齋原）損壊現場

質問 医療ＤＸ推進は

答弁 遠隔診療等、地域医療の維持・充実に向けて取り組んでいく

問 医療体制の今後10年間の大局観は。

答 町長
令和7年から20年間で23・7％人口が減少する予測がある。これに伴い患者数も減少する。一方、医師や看護師など医療資源も減少する見込みで、在宅医療等、医療ニーズの変化にも対応した医療サービスの提供、医療と介護の連携強化、医療ＤＸによる効率化等にも取り組んでいく必要がある。新病院は水害時にも対応できる利便性が高い国道179号線沿いに場所を移し、施設は震災直後でも医療提供が可能な免震構造とする。新たな診療科についても検討している。

問 合併前後と比較して医師派遣の変化は。

答 町長
診療時間は減っており、県北の医師不足の影響を受け、1週間当たり半日から1日程度減少している。今後も関係機関へ医師派遣の要望を続けていく。

問 保健師の地域訪問の変化は。

答 町長
保健師は、令和4年度以降、業務の細分化と受持ち地区の複数化により、地域へ出向く機会が減少している。現在、月2、3回各振興センターに駐在しているが、健診等により駐在できないこともある。業務見直しにより各振興センターへの駐在機会の確保について検討したい。

答 健康推進課長
保健師の地域訪問は、ここ2、3年は新型コロナの影響で制限され、思うような訪問ができていない。今後は調整し、できるだけ出向くようにしたい。保健師の採用については、人数が適正かどうか検証して考えていきたい。

問 医療ＤＸ推進は。

答 町長
医療ＤＸによる遠隔診療等、様々な手法を検討して地域医療の維持・充実に向けて取り組んでいく。

答 健康推進課長
医療ＤＸはオンライン診療を進めていかなければならないと感じている。それに伴う診療所等のカルテの電子化を進めていきたい。

問 専用車両の活用など新しい医療提供の検討は。専用車両に看護師が乗車し患者の自宅まで訪問、医師とビデオ通話しながらオンライン診療や車内での検査・処置が行える新しい診療形態導入の検討は。

答 健康推進課長
医療ＭａａＳ（マース）については、医療ＭａａＳ専用自動車を岡山県が1台借りて見学会をする話もある。実物を見に行き、可能かどうか考えたい。

○議員は選挙区内の運動会やスポーツ大会への差し入れは禁止されています。

牧田 俊一［まきた としかず］議員

質問 教育機関内での子どもへの熱中症対策は

ソフト面・ハード面共に安全対策に努めていく

答弁

問 小・中学校のソフト面での熱中症対策にはどのように取り組んで行くのか。

答 教育長

毎日の健康観察による児童・生徒の体調把握を行う。体育や運動会の練習では、帽子の着用、こまめな休憩、水分補給をするように指導している。また、熱中症指数計を設置し、暑さ指数が一定の基準を超えた場合は、運動や外遊びは原則禁止している。中学校の部活動も注意して指導している。

問 小・中学校のハード面での熱中症対策にはどのように取り組んでいるのか。

答 教育長

教室内ではエアコンを適宜利用しており、小学校の外での体育授業はテントを多めに設置して日陰の確保、ミストシャワーの設置等の対策をしている。

問 町内の教育施設内には暑さ指数測定装置が設置してあるのか。

答 学校教育課長

各学校には数か所設置している。

問 近年の熱中症の発生件数はどのようになっているのか。

答 学校教育課長・子育て支援課長

小学校では軽い症状の発生が数件ある。中学校では、令和5年度に1件の発生の報告を受けている。保育園・こども園・幼稚園では、過去3年間での発生はないとの報告を受けている。

問 子ども達に対しての熱中症対策のマニュアル策定はできているのか。

答 学校教育課長

病気やケガに対する緊急対応マニュアルの運用はできているが、熱中症に対する危機管理ガイドラインは今後整備を進めていきたいと考えている。

問 子ども達の下校時間帯の熱中症対策はどのように指導しているのか。

答 学校教育課長

下校時の帽子着用、水分補強ができるように水筒への水分の補充を指導している。また、体調が悪くなった場合は近くの人や家に助けを求めることも指導している。

問 運動会や体育祭の開催時期についてはどのように考えているのか。

答 学校教育課長

南小学校では5月末に運動会を開催しているが暑い日となり、体調不良を訴える児童もいると報告を聞いている。町としても、熱中症予防の観点から、運動会、体育祭の開催時期については、学校と保護者等の意見を十分聞いた上で検討していきたい。

問 保護者や各家庭での熱中症対策への取組と理解の向上にはどのように取り組んでいるのか。

答 学校教育課長

保護者に対しては保健だよりや学校通信等を通じて学校内での熱中症対策の広報をしており、PTA役員会等でも理解をしてもらえるように引き続き努めていく。

問 スポーツ少年団やクラブ活動等の学校教育以外での運動活動については、指導者に対して、町としてどのように熱中症の対策指導を行っているのか。

答 生涯学習課長

スポーツ少年団等の指導者については国や県からの通知があり、通知内容に沿った注意喚起を行っている。

問 教育現場の施設として災害発生時に避難場所にもなる体育館について、全国では熱中症対策としエアコンの設置率が現在11・9％となっている。今後、体育館のエアコン設置についてはどのように考えているのか。

答 学校教育課長

財政状況等もあり、財政所管課とも協議が必要である。体育館内の熱中症対策の環境改善としては、スポットクーラー等の設置も含めた協議をしていく。

問 中学校以外は屋外での水泳授業になっている。熱中症対策にはどのように取り組んでいるのか。

答 学校教育課長

午前中のプール授業の開始や、テントによる日陰の確保等に努めている。

○議員は選挙区内にある者に対して、病気見舞い金を出すことは禁止されています。

質問 線状降水帯を巻き起こした台風７号被害をどう対処するのか

答弁 緊急性、必要性の高い護岸改修や河道掘削も併せて強く県へ要望している

片田 八重美［かたた やえみ］議員

問 被災者の方々が相談する総合的な窓口を開設しなかった理由は。

答 町長

災害当日には、くらし安全課と各振興センターで対応した。以降は、それぞれの部署で対応し、くらし安全課で取りまとめを行った。災害箇所の確認や申請については、消防団や国、県、区長幹事の皆さんの協力をいただき適時対応を行った。

今回は、局地的に災害が起きたので、各振興センターを中心に対応した。言われるように、相談窓口は必要であり、今後は、その時々において体制を考えたい。

被災箇所の橋

問 町内の被災箇所には多くの橋が架かっている。橋の管轄はどこか、その橋はどこが直すのか。

答 建設課長

町道の橋については町が直し、農道の橋については、一部負担は要るが町で直す。個人の橋は個人でということになる。

答 町長

補足すると、旧町村時代に架けた橋であり、台帳にも載っていない橋である。調べてみると様々な事情のある橋のようであった。

対応していくのでご理解いただきたい。

問 町を代表する特産品であるひらめの養魚場が大被害を受けた。国内では淡水魚への保険はなく、厳しい状況にどう対応するのか。

答 町長

確かに、内水面漁業は、うなぎ養殖業を除き保険の対象になっていない。施設の災害復旧についても、県の水産課に問い合わせたところ、漁業協同組合などの共同利用施設を対象としており、個人施設は対象にならないとのこと。国等の支援制度も受けられないのが現状である。

しかし、富・上齋原が主の町が誇る内水面漁業のひらめは、鏡野町の特産品として守らなければならないと考えており、今後支援策を検討する。

問 吉井川は一級河川で管轄は県、国である。今回の水害の多くは河川沿いの田畑が大打撃を受けた。一刻も早く、河川の浚渫、掘削等を行い次の災害に遭わないよう、強く県へ働きかけをお願いしたい。

答 町長

今回の河川被害では、想定外の降雨により、河床が洗掘し護岸が崩壊した箇所が多くみられるので、一概に土砂を取り除くだけでは一定の効果しかない。

町として、緊急性、必要性の高い護岸改修や河道掘削も併せて、強く県へ要望しているところだ。

問 河川に設置されていた奥津温泉足踏み洗濯場・足湯・洗濯場・東屋など、見る影もない。どのような復興を考えているのか。

答 町長

奥津自治会役員と協議し、地元住民等関係者の意見を聴きながら復興策を詰めていく。

問 現状に戻す整備をするのか、観光地として次につながる整備をするかが重要だ。協議には、観光局、足踏み洗濯保存会、奥津川漁業協同組合の方々も入れることが必要に思う。洗濯場を残してほしい声も聴く。復興まで足踏み洗濯はお休みするのか。

答 産業観光課長

県や旅館組合も入れた協議を考えている。ただ、復興には時間もかかるので、じっくり協議しながら進めていきたい。

奥津温泉

○議員は選挙区内にある者に対して、お中元やお歳暮を出すことは禁止されています。

質問 個別避難計画について、町民にどのように周知しているか

令和５年８月号の町広報紙に掲載している

鈴木 大介［すずき だいすけ］議員

答弁

問 個別避難計画について、町民にどのように周知をしているか。

答 町長

令和4年7月の区長幹事会で社会福祉協議会職員より説明し、各地区への周知をお願いした。また、令和5年8月号の町広報紙に掲載するとともに、介護支援専門員、相談支援専門員へ計画の必要性と情報共有等の説明を行っている。

問 令和5年8月の町の広報紙に掲載されて以降、個別避難計画等について問合せはあったか。

答 総合福祉課長

町広報紙に掲載後、町へ直接ということはない。ただ、この広報紙掲載について、社会福祉協議会と協議をした上で、地域で広報紙に掲載してあると説明がしやすいという話があり、掲載をした。それ以後、広報紙も活用して、地域の方へ説明をしていると報告を受けている。

問 個別避難計画完成までのロードマップ、全地区の完成時期は。

答 町長

令和3年当時、令和7年度末までに、おおむね全地区で策定をするとしたが、コロナ禍で2年間のブランクがある。現時点では、令和8年度末の全地区策定を目標に取組を進めている。令和5年8月末現在で13地区へ策定支援を行い、年間20地区から30地区を目標に策定支援を進めている。

問 自主防災リーダー育成について、どんな取組をしているか。

答 町長

11月に自主防災組織の重要性、防災に関する知識の習得を目指し、自主防災リーダー研修会を計画している。

問 可能であれば、参加されたい方を多く募り、興味のある方にも積極的に参加してもらいリーダーを育ててもらいたいが。

答 危機管理監

多くの方に参加してもらえるよう誰でも参加できるということで、皆様に広報をしていきたい。

問 自主防災組織が訓練を企画する場合に、町としてどのようなバックアップをしているか。また、訓練マニュアル等の準備はあるか。

答 町長

自主防災組織で訓練等を行う場合、訓練方法についてのアドバイス、資料の提供や、必要に応じて非常食の提供なども行いたいと考えている。また、訓練に併せ、非常時持出袋等の備蓄品について、中身の点検をするなどを行っていただきたい。訓練マニュアルは未策定であるが、自主防災組織に対して、訓練の種類あるいは方法など、丁寧に支援を行っていきたい。

要望 規模、予算、1日で3時間コースのようなプラン、パッケージを先に作っておいていただければ、気軽にチョイスをして、訓練につながると思うので、今後ぜひそういったことも検討をしていただきたい。

問 個別避難計画と自主防災組織の紐付けはどのようになっているか。

答 危機管理監

現在、防災部局では、福祉部局と協働・連携し、個別避難計画の策定に取り組んでいる。個別避難計画の策定については、自主防災組織だけでなく自治会、民生委員など地域の方の結びつきも重要と考えている。今後も連携した協議が必要だと思っている。

問 家庭における災害時の備えとして、3日から7日分の水、食料の備蓄が一般的に必要とされているが、今後の周知徹底についての方針は。

答 町長

今後の周知については、防災研修会、各種防災イベントでの周知を図ってまいりたい。また、広報紙あるいはケーブルテレビなどを活用して周知を図っていきたい。番組制作も考えたらどうかと指示もしているところである。

○議員は選挙区内のお祭りへの寄付や差し入れは禁止されています。

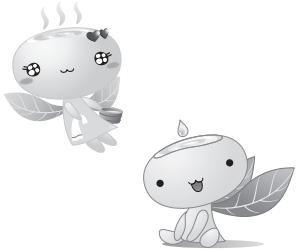

【広報特別委員会】
委員長　鈴木　大介
副委員長　藤田　照子
委　員　片田八重美
牧田　俊一
飯綱　洋平
難波　達男
岡田　高幸

鏡野町議会を傍聴してみませんか!!

令和３年２月より本会議・常任委員会・全員協議会のライブ配信をしています。

次回定例会の日程（予定）　詳しくはホームページなどで確認してください。

と　　き	主な内容
12月４日㈪ 10:00～	議案の提案理由説明

※その他の日程は未定のため、12月以降にお問合せください。

【お問合せ先】議会事務局　0868-54-2926

声の広場

このコーナーは、皆様からお寄せいただいた質問、ご意見、様々な「声」を紹介しています。

声　匿名　奥の細道さんより

日ごろから側溝に砂がたまり、ふさがれた状態のところに、台風７号の大雨で、雨水の行き場がなく、畑や敷地に流れ込む事態となり困っていたら、早速、役場の方が側溝の砂を撤去してくれました。

この場を借りてお礼申し上げます。

声　匿名　彼岸花さんより

孫がお世話になっている児童クラブが委託になると聞きます。

何となく、地域を知らない指導員が増え、いつしか挨拶も笑顔も消えるようなクラブになりはしないかと心配しています。孫たちが、楽しみに通えるクラブを期待します。今よりも、さらに挨拶と笑顔の絶えない対話のあるクラブにしてください。

応募先　〒708-0392　鏡野町竹田660 鏡野町議会事務局
電　話　0868-54-2926　FAX　0868-54-4445

シリーズ⑱ 議会用語

議会や議員、行政に関する用語をわかりやすく解説します。

議員提出議案（ぎいんていしゅつぎあん）とは？

議員が議会に提出する議案のことを議員提出議案といいます。議案の提案権は、原則として首長と議員及び委員会に与えられています。議案には、当該地方公共団体の意思の決定を求める議案と、議事機関としての議会の意思の決定を求める議案があります。前者は、条例の制定、改廃、予算の決定、決算の認定などの案件で、後者は、意見書の提出、会議規則の制定などの案件です。

編集後記

コロナとインフルエンザが同時に身近に迫った厳しい残暑の中、運動会や体育祭を頑張った小中学生。次の課題にチャレンジしていることでしょう。

私たち広報委員会は、定例議会を終えると忙しさがピークとなります。この９月議会後は、東京で研修を受けての編集です。すぐに成果を出せるものではありませんが、議論し、高め合って徐々に魅力ある紙面をつくっていこうと意識改革中です。皆様からのご意見もいただき、生かせるとさらに紙面は改善されます。ご協力よろしくお願いします。

（藤田　照子）

次回の発行は令和６年２月１日の予定です。